

令和7年  
工事監査報告書

東京都監査委員



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
令和7年工事監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和8年2月9日

東京都監査委員	保坂まさひろ
同	中村ひろし
同	茂垣之雄
同	後藤靖子
同	小粥純子



# 目 次

第1	監 査 の 概 要	.....	1
1	監 査 の 目 的	.....	1
2	監 査 の 対 象	.....	1
3	監 査 の 期 間	.....	1
4	監 査 実 施 状 況	.....	1
5	監 査 の 着 眼 点	.....	2
第2	監 査 の 結 果	.....	4
1	監 査 結 果 の 概 要	.....	4
2	監 査 結 果	.....	7
3	主 な 指 摘 事 項	.....	10
第3	区 分 別 監 査 結 果	.....	13
1	設 計	.....	14
2	積 算	.....	22
3	施 工	.....	34
4	そ の 他	.....	41
5	大規模工事等監査報告	.....	43
別表1	区分別指摘事項一覧	.....	44
別表2	局別指摘事項一覧	.....	46
別表3	工事監査実施一覧	.....	48
別表4	大規模工事等監査実施一覧	.....	50

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

# 第1 監査の概要

## 1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定により、毎年行う監査である。都が実施した工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準(令和2年東京都監査委員告示第2号)に基づき監査を実施した。

## 2 監査の対象

令和6年度に都が締結した契約金額100万円以上の工事等を対象とし、「安全管理」を重点監査事項として検証した。

さらに、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3年以上の工事等は大規模工事等監査の対象とした。

## 3 監査の期間

令和7年1月8日から令和8年1月15日まで

局への実地監査期間は、別表3(p.48-49)のとおりである。

## 4 監査実施状況

対象局は、総務局、財務局、主税局、生活文化局、スポーツ推進本部、都市整備局、住宅政策本部、環境局、福祉局、保健医療局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び警視庁の計20局並びに島しょ関係部局(大島支庁管内・八丈支庁管内)である。

監査は、2兆8,251億余円(1万6,464件)の工事等を対象として、過去の指摘等を踏まえ潜在的なリスクを抱える工事を中心に、効果的、効率的に監査するため、以下に示す特徴を持つ案件を優先し、8,402億余円(1,562件)の工事等を抽出して実施した(実施金額率:29.7%、実施件数率:9.5%)。

- ・ 契約金額が大きい工事
- ・ 大規模な改修(解体)工事
- ・ 設計変更を実施した工事
- ・ 落札率が極端に低い又は高い工事
- ・ 契約不調後、再起工した工事

- ・ 特命随意契約工事
- ・ 同一局内で同じ工種内容で発注されている複数の工事
- ・ 複数の局で同じ工種内容が発注されている工事

なお、工事監査実施一覧は、別表 3（p. 48-49）のとおりであり、大規模工事等監査実施一覧は、別表 4（p. 50）のとおりである。

## 5 監査の着眼点

本監査では、適正性、安全性などの合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点を重視し、各局の事業の特性を踏まえ、全庁横断的に監査を行った。

### (1) 工事監査

計画・設計・積算、施工、維持管理・その他の三つの分野ごとに、次のとおり着眼点を設定した。

#### ① 計画・設計・積算

ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か。

イ 法令、基準等に基づき、適正かつ合理的及び経済的に行われているか。

ウ 設計は、安全面、使いやすさ、維持管理のしやすさに配慮されているか。

エ 使用機器及び材料の選定、新技術及び新工法の採用等は、適切に行われているか。

オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか。

#### ② 施工

ア 設計図書に基づき適切に行われているか。

イ 設計変更協議等は、適時適切に行われているか。

ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか。

エ 材料、出来高、しゅん功等の検査は、適正に行われているか。

オ 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。

#### ③ 維持管理・その他

ア 施設の維持管理は、適切に行われているか。

イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか。

ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか。

エ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づく取組は、適正に行われているか。

## (2) 重点監査事項

重点監査事項である「安全管理」について、主な着眼点を次の①から③のとおり設定した。

- ① 発注者として工事が安全に施工できるように、必要な仮設や工事の制約となる条件等を設計図書に明示しているか。
- ② 監督員として受注者が作成する施工計画書が、高所や地下、道路上など現場の危険性に応じた対策を盛り込んだものとなっていることを確認しているか。
- ③ 監督員として施工計画書に基づいた工事の安全管理が適切に実施されていることを、工事現場や提出された関係図書にて確認し、受注者に対して必要な指導・監督を行っているか。

## (3) 大規模工事等監査

事業計画との整合性の確認などを行う大規模工事等監査においては、前述の(1)に加え、次のとおり着眼点を設定した。

- ① 事業計画等に基づき設計、施工等が適切に行われているか。
- ② 事業計画等を着実に執行するための内外調整等が適正に行われているか。

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の概要

令和7年工事監査では、監査の着眼点を踏まえ、計画・設計・積算、施工、維持管理・その他について、各局を横断的に監査した。

また、「安全管理」を重点監査事項に設定し、設計、施工等の各段階において、工事事故の防止や熱中症対策などの取組が適正・適切に行われているか、重点的に監査を行った。

あわせて、予定価格9億円以上、かつ、事業期間3年以上の工事等を対象に大規模工事等監査として、事業計画等に基づき設計や施工が適切に行われているかなどについて確認した。

#### (1) 安全管理の取組状況について

近年、工事現場における資材の落下や作業員の被災など、安全を脅かす事故が多発している。また、働き方改革に伴う建設業の時間外労働上限規制に対応した適正工期の設定や作業員の熱中症対策、豪雨による工事現場への浸水対策など、安全管理の重要性は一層高まっている。

こうした中、工事の安全管理については、受注者自らが労働安全衛生規則など法令等を遵守するとともに、発注者である都が、自ら作成した監督基準等に基づき受注者を適切に指導・監督することにより、受注者と発注者双方が緊密に連携して安全確保に取り組むこととなっている。

具体的には、各現場において、法令等に基づき交通誘導員による歩行者等の適切な誘導、立入防止柵による重機作業エリアの分離、暑さ指数測定器による計測及び危険度に応じた警告灯の点灯による注意喚起等、工事現場における安全対策や熱中症対策が所定の方法により、概ね取り組まれていることを確認した。

また、労働安全衛生規則の改正により、令和7年6月から工事現場等での熱中症対策として、熱中症のおそれがある作業員を早期に見つけ、迅速かつ適切な対処により重篤化を防止するため、現場における緊急連絡体制の整備や、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成、関係者への周知が義務付けられた。

この規則改正後に実施した監査においては、緊急連絡体制や必要な措置の実施手順等が掲示板により周知されており、改正規則に基づき、各現場で適切に熱中症対策が実施されていることを確認した。

しかしながら、一部の現場で、仮設足場の設置や電動工具・重機の使用、石綿含有建材の解体・処理、高所現場における墜落防止措置などについて、安全管理の不備が

認められ、重大な事故や健康被害につながるおそれがあったため、適切な対応を求め、別項のとおり指摘した。

## (2) 指摘・改善すべき事項について

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められた10局に対し、23件の指摘、1件の意見・要望を行い、大規模工事等監査については、不適切な事項は認められなかった。

### ① 安全管理について

重点監査事項である工事の安全管理については、7件の指摘を行った。

具体的には、指摘事項として、設計段階では、工事現場の地下水位や土質条件等に適した土留工法を採用していない事例が認められた。

また、施工段階では、事前に足場の設置計画が労働基準監督署へ提出されていなかった事例や、石綿含有建材使用建築物の解体工事で解体実施状況が記録されず完了報告も提出されていなかった事例、高所作業となる人孔設置工事で墜落防止措置を実施していなかった事例などでは、安全管理の関係法令が遵守されていなかった。

こうした工事の安全に直結した誤りは、重大な事故や健康被害につながるおそれがあり、これを防ぐためには、まず各局が工事の安全管理体制を再点検するとともに、法令等に則った適切な安全対策を確実に講じることが重要である。

また、工事の安全管理は、発注者としての責務の第一であり、安全管理に対する監督員の意識啓発はもとより、受注者への指導・監督の徹底をより一層強化することが不可欠である。

### ② 安全管理以外について

工事の安全管理以外については、16件の指摘、1件の意見・要望を行った。

具体的な指摘事項としては、設計図書に材料や施工条件の仕様を明示していなかった事例や、積算基準に基づく単価設定や諸経費の計上をしていなかった事例、法令に基づく建築物の計画通知が事前に提出されていなかった事例、一般廃棄物収集運搬業務の委託契約が適正な手続で行われていなかった事例等が認められた。

工事実施における法令等に基づく手続の遺漏や関連基準に則っていない設計・積算は、法令違反や違算に伴うコスト増に、また、不十分な施工管理は、品質の低下につながるおそれがある。

このため、これら指摘の是正・改善に向け、設計段階では、現場条件に応じた適切な工法等の十分な検討を徹底するとともに、設計図書への施工条件や仕様の明示、法令等に基づく手続の確実な実施が必要である。

また、積算段階では、対象施設に応じて、土木や建築、設備ごとに定められた基準

に則るとともに、単価設定や諸経費に係る各種基準類における適用条件等の十分な理解が必要である。

さらに、施工段階では、監督員は、受注者に対する仮設物設置における工法や材料の選択についての確認・承諾を確実に実施することが求められる。

### (3) 総括

今後、各局は、指摘に対する是正・再発防止策を局内で共有し、その実施状況を定期的に点検・評価していく必要がある。

その際、各局においては、限られた技術職員により業務を遂行しており、経験の浅い職員や専門職以外の職員が設計や工事を担当するケースが増加している現状を踏まえ、OJTや研修の充実、ベテラン職員による現場指導の機会拡充などにより、こうした職員のスキルアップを図ることが重要である。

また、工事における法令遵守や適切な設計・積算等を確実に実施していくためには、複数の目でチェックする必要があるが、デジタル技術の活用によるチェック機能の強化などにより、業務の効率化等に取り組んでいくことが望まれる。

今回の指摘事例の中には、過去の監査において同様の内容を指摘してきたものが含まれており、各局は、本監査を活用し、自局に対する指摘のみならず他局の指摘についても同様の事故防止を図り、全庁的な再発防止につなげていくことが重要である。

本監査の結果を踏まえ、安全・安心な都市づくりや持続可能な社会の実現に向けて、各局が実効性ある取組を着実に進めることを期待する。

## 2 監査結果

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められた10局に対し、23件の指摘、1件の意見・要望を行い、指摘金額（注）は、3,108万余円となった。また、大規模工事等監査の観点においては、不適切な事例は認められなかった。

指摘事項等件数について、局別の内訳は表1のとおりである。

（注）指摘金額とは、予定価格及び変更契約額などの違算額を集計したものである。

（表1）指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘					意見・要望					合計	うち重点監査事項
		設計	積算	施工	その他	計	設計	積算	施工	その他	計		
1	総務局					0					0	0	
2	財務局					0					0	0	
3	主税局					0					0	0	
4	生活文化局					0					0	0	
5	スポーツ推進本部					0					0	0	
6	都市整備局	2				2					0	2	1
7	住宅政策本部					0					0	0	
8	環境局	1		1		2					0	2	1
9	福祉局					0					0	0	
10	保健医療局		1			1					0	1	
11	産業労働局					0					0	0	
12	中央卸売市場					0					0	0	
13	建設局		2	2	2	6					0	6	2
14	港湾局		2	1		3					0	3	1
15	東京消防庁			2		2					0	2	2
16	交通局	1	1			2					0	2	
17	水道局	1	1		1	3					0	3	
18	下水道局	1				1		1			1	2	
19	教育庁		1			1					0	1	
20	警視庁					0					0	0	
	島しょ					0					0	0	
	合計	6	8	6	3	23	0	1	0	0	1	24	7

### (1) 工事監査の区分別指摘等状況

指摘事項及び意見・要望事項について、その内容に応じて分類した区分別件数は表2のとおりである。

指摘事項としては、現場に適した土留工法や使用材料、木造建築物の仕様明示漏れなど、現場状況や基準に則した設計をしていなかった事例や、単価設定、材料費、施工費、現場労働者の法定福利費、諸経費など、各種基準類に基づく積算をしていなかった事例、足場設置届出の未提出、手すりや墜落防止措置の不備、電動工具の安全カバー取外しや重機の吊上能力超過など、施工計画書の確認や施工における安全管理が不十分だった事例がみられた。

その他、建築基準法に基づく手続や、廃棄物収集運搬業務における委託契約、書面による監督員承諾など、法令遵守や適正な業務手続を行っていなかった事例も認められた。

また、意見・要望事項としては、杭圧入引抜機の移設費の積算について、他工法や現場状況を踏まえ、適切な積算方法を検討するよう要望した。

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参考) 令和6年の 指摘事項等 の合計件数
				うち重点 監査事項	
設計	条件明示等	2	2		2
	工法等の選定	3	3	1	3
	リサイクル対策	1	1		0
積算	単価設定	5	5		3
	数量算出	1	2	1	2
	諸経費等	2	2		2
施工	施工管理	2	2	2	4
	安全対策	4	4	4	2
その他	契約事務等	3	3		4
合 計		23	24	7	22

## (2) 重点監査事項の指摘状況

本監査では、重点監査事項である「安全管理」について、前述 p. 3 に記載の 3 つの着眼点に基づき、設計・施工等の各段階において安全管理が適正に実施されているか検証した。

この結果、「安全管理」に関わる 7 件の指摘事項が認められた。これらの指摘事項一覧は表 3 のとおりである。

(表 3) 重点監査事項の指摘事項一覧

No.	指摘事項件名	局名	頁
1	任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの 〈電線共同溝設置工事〉	都市整備局	14
17	建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈自然公園便所改築工事〉	環境局	34
18	根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈橋脚基礎洗掘防止工事〉	建設局	36
19	街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈街路築造工事のうち排水管設置工事〉	建設局	37
20	高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈宿泊所設備改修工事〉	港湾局	38
21	建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈消防署庁舎改修工事〉	東京消防庁	39
22	石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈消防分団本部建築工事〉	東京消防庁	40

## (3) 大規模工事等監査

大規模工事等監査では、予定価格 9 億円以上、かつ、事業期間 3 か年以上の工事のうち、新規案件として本報告書 (p. 43) に掲載した朝霞浄水場排水処理所脱水機更新事業を含め、6 局に対し 55 件の工事を監査した。

この結果、不適切な事項は認められなかった。

### 3 主な指摘事項

監査の結果、是正・改善すべき事項について、設計、積算、施工及びその他の各区分に分類した事項の中から、本年の重点監査事項に係るものや過去に複数局に対し同様の指摘が繰り返されているものなど、全庁的に啓発が必要とされるものに注目して選定した。

#### 【設計】

電線共同溝設置工事において、地下水位が高い軟弱地盤に適用すべき土留工法を選定していなかったため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

#### ※重点監査事項

都市整備局 p. 14

都市整備局は、土地区画整理事業に伴う電線共同溝の設置工事を行っている。  
東京都電線共同溝整備マニュアルでは、掘削箇所において、地下水位が高く、軟弱地盤の場合は、打込工法等の安全性の高い土留工法を選定することとしている。  
しかしながら、設計では、地下水位が高い軟弱地盤であるにもかかわらず、安全性の低い土留工法を選定していた。  
そこで、局に対し、土留工法を選定を適正に行うように求めた。

#### 【設計】

ポンプ所の増築工事において、先行して行われている工事から引き継がれるリース契約の作業構台について、買い取る前提で設計していたため、是正・改善を求めた。  
(指摘事項)

下水道局 p. 21

下水道局は、ポンプ所の増築工事を行っている。本工事では、先行して行っている工事でリース契約により設置した仮設の作業構台(注)を引き継ぐ計画としていた。  
しかしながら、部署間の調整が不十分だったため、先行工事でリース契約を継続していたにもかかわらず、本工事では買い取る前提で設計していた。  
そこで、局に対し、先行工事から引き継がれる作業構台の設計を適切に行うよう求めた。

(注) 作業構台  
作業場、資材置場の確保等を目的として、鋼材等により仮設した作業場所のこと

## 【積算】

体育館床の塗装改修工事の単価設定において、施工費を二重計上していたため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

教育庁 p. 28

教育庁は、都立高校の体育館等の経年劣化に伴う改修工事を行っている。

このうち、体育館床の塗装改修工事における水性ウレタン樹脂塗装の単価設定において、刊行物単価に施工費が含まれていたにもかかわらず、さらに施工費を加えていた。

このため、施工費が二重計上となり、予定価格の積算において、約520万円が過大なものとなっている。

そこで、局に対し、塗装改修工事の単価設定を適正に行うよう求めた。

## 【施工】

設備改修工事において、法令に基づく足場設置計画の作成と必要な届出手続を行っていないため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

※重点監査事項

港湾局 p. 38

港湾局は、港湾労働者向け宿泊所の設備改修工事を行っている。

本工事の受注者は、「労働安全衛生法」に基づく足場設置計画の作成と労働基準監督署への届出を行っておらず、局も、届出について確認していなかった。

そこで、局に対し、高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

## 【施工】

石綿含有建材使用建築物の解体工事において、解体実施状況の記録・保存が適切に実施されていなかったため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

※重点監査事項

東京消防庁 p. 40

東京消防庁は、消防分団本部の建替えに伴い、既存の石綿含有建材使用建築物の解体工事を行っている。

本工事の受注者は、「石綿障害予防規則」などに基づき、解体作業を行う際は、写真等により記録しなければならないが、保管や廃棄状況等に関する写真を記録していなかった。

また、受注者は、「大気汚染防止法」に基づき、庁に、石綿含有建材の排出完了報告を実施する必要があるが、実施していなかった。

そこで、庁に対し、石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

## 【その他】

公園便所建築工事において、建築基準法に基づく手続を適正に行っていなかったため、是正・改善を求めた。(指摘事項)

建設局 p. 22

建設局は、公園内に便所を建築する工事を行っている。

局は、「建築基準法」に基づき、建築物を建築する場合、着工前に、その計画を、所管行政庁に通知し、確認済証(注)を取得しなければならないが、この通知を行っておらず、確認済証も取得していなかった。

そこで、局に対し、「建築基準法」の手続について適正に行うよう求めた。

(注) 確認済証

所管行政庁による審査を経て、その計画が建築基準関係規定に適合することが認められたときに交付されるもの

### 第 3 区分別監査結果

## 1 設計

### (1) 任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

都市整備局は、表1の契約により、足立区六町二丁目付近において、土地区画整理事業に伴い、無電柱化のための電線共同溝設置工事を行っている。本工事では、任意仮設の土留めについて、掘削断面が自立することを前提とした軽量鋼矢板建込工法（以下「建込工法」という。図）で設計している。

ところで、東京都電線共同溝整備マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、掘削箇所において、地下水位が高く、軟弱地盤（注）の場合は、安全性確保のため、隣接する矢板がかみ合い、安全性の高い軽量鋼矢板打込工法（以下「打込工法」という。図）を選定する必要があるとしている。また、局積算基準では、開削工法における標準的な土留工法を定めており、建込工法については、普通地盤又は硬質地盤の場合に適用可能とし、軟弱地盤では適用不可としている。

そこで、本工事の土質調査資料を見たところ、地下水位が高く軟弱地盤であることから、土留めは任意仮設であるものの、掘削時の安全性を確保するため、土質条件等を反映した土留工法に基づく設計にする必要があった。

このため、局は、マニュアルや局積算基準に基づく打込工法ではなく、安全性の低い建込工法を適用していたのは適正ではない。

局は、任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計されたい。

(都市整備局)

(注) 軟弱地盤

N値＝4以下の軟らかい粘性土やN値＝10以下の緩い砂質土からなる地盤を軟弱地盤という。

また、岩盤や小石などの砂れきを多く含み、N値＝50以上の固い地盤を硬質地盤、それ以外の地盤を普通地盤という。

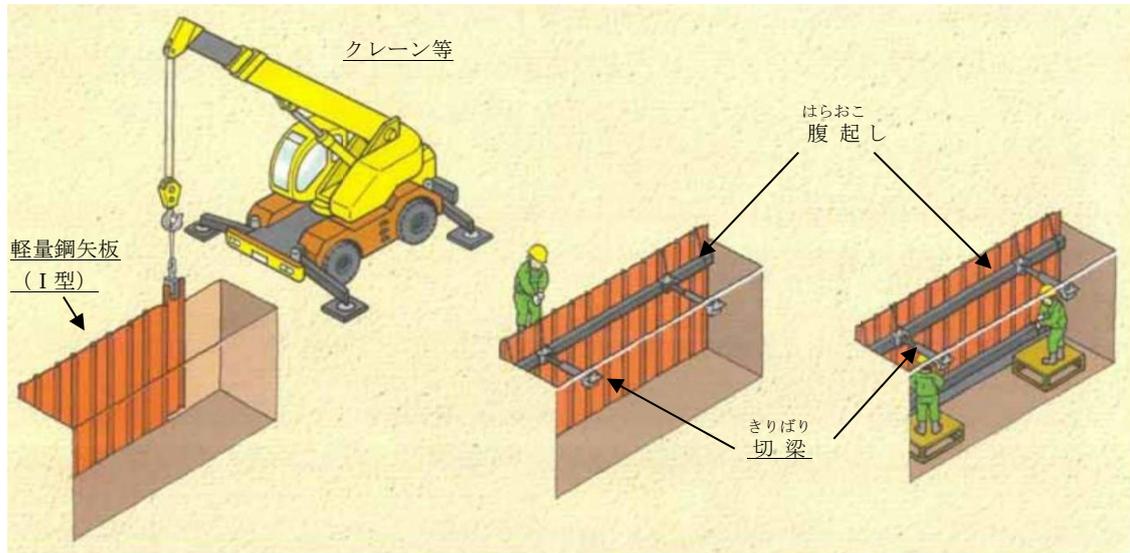
(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
電線共同溝設置工事（5六町-1）	令和5.10.27～令和6.11.20	155,367,300

(図) 建込工法及び打込工法

建込工法



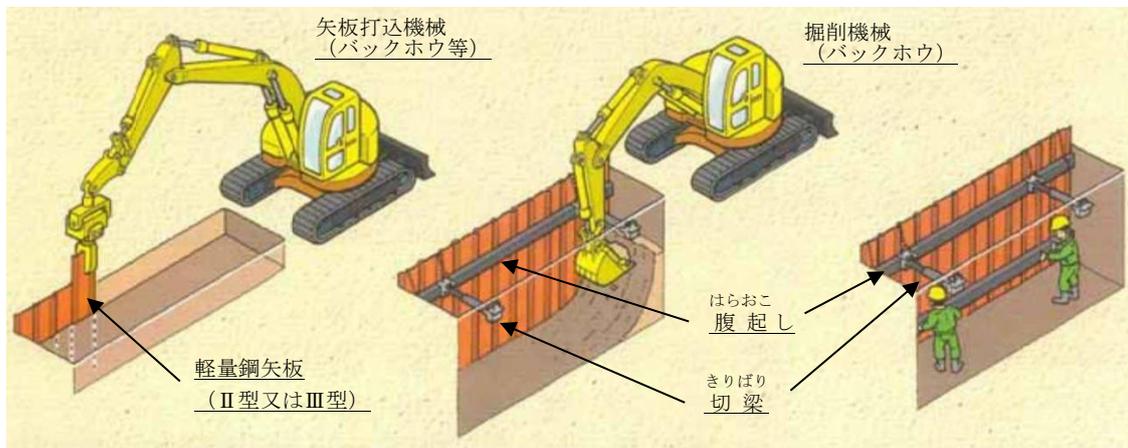
①一定の深さまで掘削と  
同時に矢板を設置  
(同作業を繰り返す)

②切梁・腹起しを設置

③床付けまで掘削完了後、  
切梁・腹起しを必要段数  
設置

建込工法施工手順図

打込工法



①舗装部分を取り除いた後、  
矢板を打ち込む

②矢板打込み完了後、掘削  
途中、切梁・腹起しを設置

③床付けまで掘削完了後、  
切梁・腹起しを必要段数  
設置

打込工法施工手順図

「土止め先行工法に関するガイドラインの要点」(厚生労働省)  
(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040330-5.html>) を加工して作成

## (2) 道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの (指摘事項)

都市整備局は、表1の契約により、北区田端において道路拡幅に伴う街築工、舗装工、電線共同溝設置工等を実施している。

ところで、都は、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」(令和3年3月)に基づき、カーボンハーフ(注1)に取り組んでおり、道路舗装工事においては、低炭素アスファルト混合物(注2)の活用を促進している。

そのため、局は、舗装工事で新材のアスファルト混合物を使用する場合は、令和5年7月から低炭素アスファルトを使用することとし、令和6年1月からは、再生材のアスファルト混合物についても低炭素アスファルトを使用することとしている。

そこで、本工事の舗装について設計図書を見たところ、再生材を使用する車道舗装について、局積算基準に基づき、低炭素アスファルトを用いた設計をしていなかったことは適切でない。

局は、道路舗装設計時の材料選定を適切に行われたい。

(都市整備局)

(注1) カーボンハーフ

2030年までに温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を2000年比で半減させるという目標

(注2) 低炭素アスファルト混合物

二酸化炭素排出量を削減するために、通常よりも温度を下げた製造したアスファルト混合物

(表1) 契約の概要

(単位: 円)

契約件名	工期	契約金額
街路築造及び電線共同溝設置工事(6田街-1)	令和6.9.6~令和7.6.11	176,872,300

(3) 木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示すべきもの (指摘事項)

環境局は、表1の契約により、<sup>ごじゅうにんだいら</sup>五十人平野営場を整備している。このうち、管理・休憩舎は木造軸組工法(大壁)(注)を採用して建築工事を行っている。

当該建築物の建築場所は、都市計画区域外のため、建築基準法(昭和25年法律第201号)の審査対象とはならないものの、同法に基づき、面材や筋交いを用いた耐力壁を適切に配置し、柱は土台と金物を用いて接合するなど、安全な構造を確保しなければならない(図)。

そこで、本契約の設計図書を見たところ、事前に構造計算書で確認していた耐力壁の位置や寸法の記載はあるものの、耐力壁の材質、厚さ、固定方法や柱の接合部等の具体的な仕様が明示されていなかった。その結果、本来、建築物に求められるべき構造上の安全性能の確保にかかわる施工条件が、受注者の判断に委ねられた中で、工事が実施されたことは、適切でない。

なお、監査事務局の指摘を受け、局が完成建築物の構造計算を再度確認したところ、安全性は確保されていた。

局は、木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示されたい。

(環境局)

(注) 木造軸組工法(大壁)

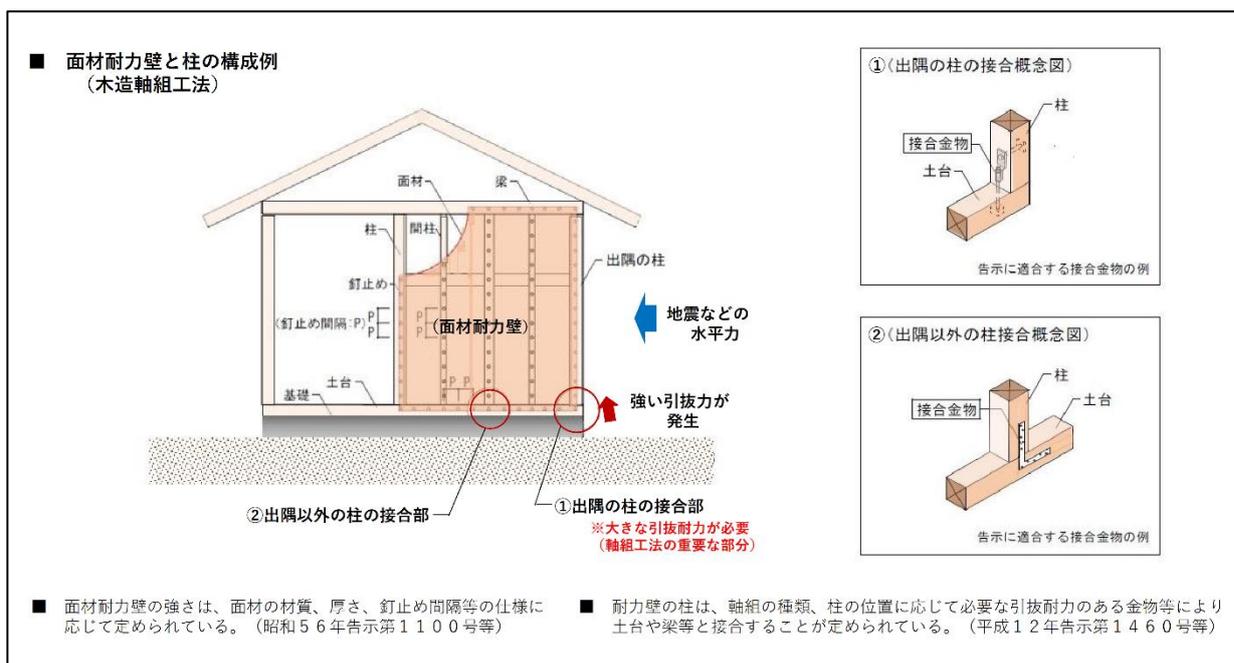
柱や梁などの木材を組み合わせて建物の骨組を作る工法。柱や梁を壁の内部に隠すものを大壁という。

(表1) 契約の概要

(単位: 円)

契約件名	工期	契約金額
五十人平野営場整備工事	令和5.10.30～令和7.3.26	197,337,800

(図) 木造軸組工法(大壁)における面材による耐力壁と柱の構成概念図



#### (4) 設計段階における地盤改良工の施工方法の検討を適切に行うべきもの (指摘事項)

交通局は、都営浅草線浅草駅における駅構内と地上を結ぶ新たな出入口を整備するため、表1の契約により、既存の地下構造物撤去及び掘削工事を行っている。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）では、発注者の責務として、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図ることにより、予定価格を適正に定めることとされている。

本工事では、地下構造物撤去及び掘削工事を行うに先立ち土留めを設置した後、地盤改良を高圧噴射攪拌工（注。以下「高圧噴射工」という。）により施工することとしている。このうち、当該工事現場北側の敷地境界付近では、既存の地下連絡通路に挟まれた狭い空間内に土留鋼材（H形鋼）を設置した後、都営浅草線の地下連絡通路の下面から高圧噴射工を行うこととしている（図1）。

そこで、この地盤改良工の数量算出図について見たところ、高圧噴射工の施工ロッドの位置と土留鋼材の位置との関係が十分に考慮されておらず、土留鋼材の裏側に改良されない部分（以下「未改良部分」という。）が認められた（図2）。

このことについて局は、工事の設計段階で未改良部分を認識していたが、工事契約後に、受注者が構造計算や現場条件を精査した上で詳細な施工検討を行うべきとして、未改良部分を解消するために必要な補足改良等に係る費用を工事費として計上していなかった。

しかしながら、本工事の設計段階において、現場の実態に即した高圧噴射工の施工条件を明示した上で、高圧噴射工と土留工を一体的に検討し、未改良部分が生じないように発注すべきであった。

局は、設計段階における地盤改良工の施工方法の検討を適切に行われたい。

(交通局)

(注) 高圧噴射攪拌工

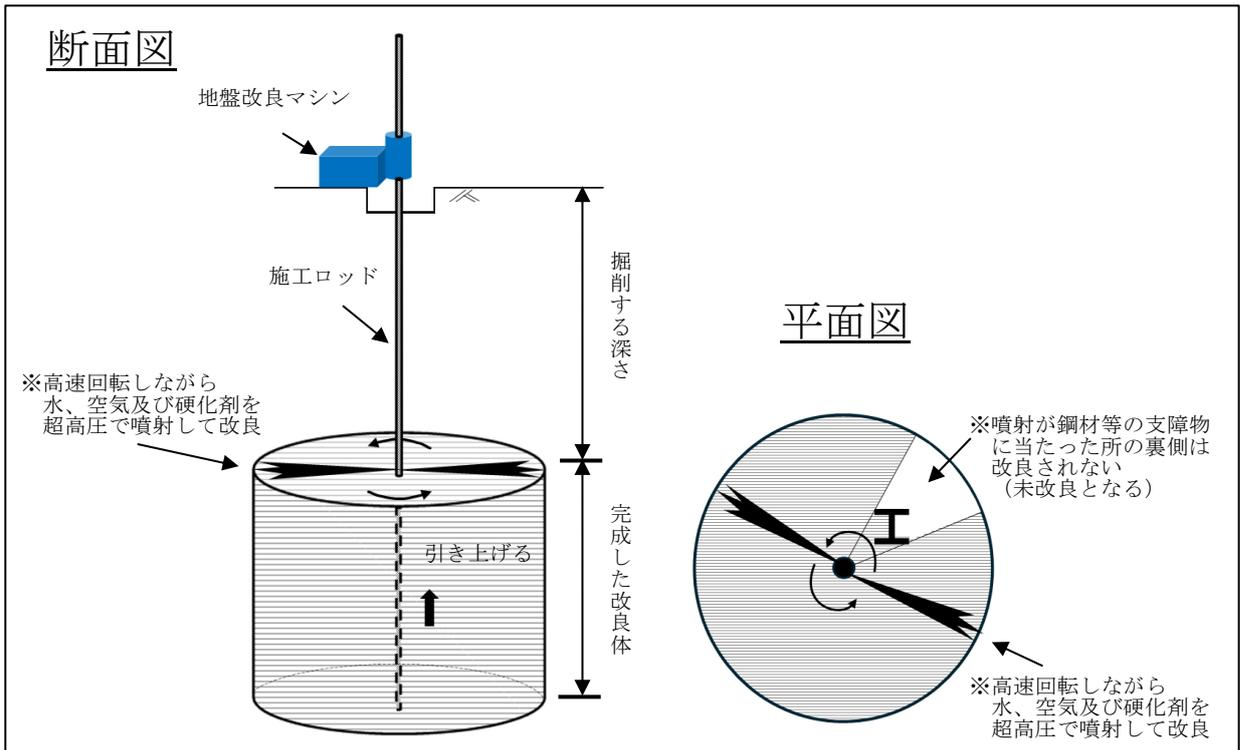
地盤改良工法の一つで、水、空気及び硬化剤を高圧高速で一定方向に送り出すことによって超高压の噴射流を作り、その噴射体の持つ運動エネルギーによって地中の原位置で地盤を破壊し、切削すると同時に、硬化剤と原位置土とを置き換え、あるいは混合し硬化させ、円柱状等の固結体を造成する工法のこと

(表1) 契約の概要

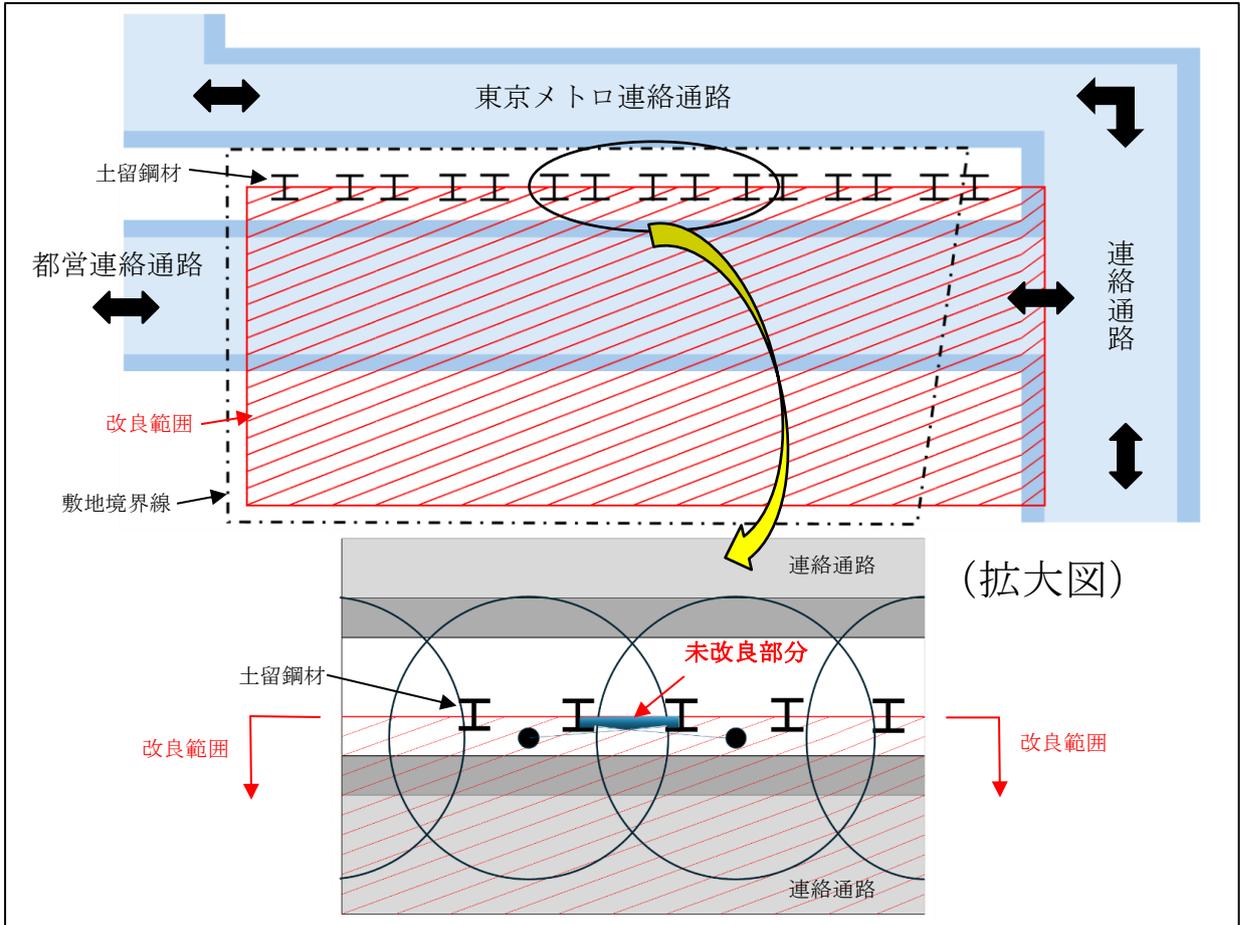
(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
浅草線浅草駅連絡通路部出入口整備に伴う土木工事	令和6.6.3～令和8.7.31	1,047,750,000

(図1) 地盤改良工 (高圧噴射工)



(図2) 未改良部分のイメージ図 (平面図)



(5) 掘削断面に応じて土留構造を適切に検討すべきもの (指摘事項)

水道局は、表1の契約により、立川市に所在する柴崎給水所内配水池の再整備工事を行っている。

本工事では、整備する配水池の形状に合わせ、切梁・腹起しを用いた鋼矢板土留め(注)を設置し、掘削範囲全体を現地盤から深さ6.6mまで掘削後、さらに掘削面積全体の約10%を占めるピット部は、現地盤から深さ9.0mまで掘削している(図)。

そこで、本工事の土留めの構造計算書を見たところ、深さ9.0mの条件で構造計算を行い、その結果を掘削範囲全体に適用し、切梁・腹起しを全面的に2段設置していた。

しかしながら、構造計算書における施工順ごとの計算結果を見ると、深さ6.6mまで掘削した段階では、切梁・腹起しは1段で土留めが安定することが明らかであるにもかかわらず、局はそのことについて検討することなく、掘削範囲全体を2段としていた。

こうしたことから、本工事の施工に先立ち、深さ9.0mの範囲と同様に6.6mの範囲についても構造計算を行うなど、総合的に土留構造を検討していなかったのは適切でない。

局は、掘削断面に応じて土留構造を適切に検討されたい。

(水道局)

(注) 切梁・腹起しを用いた鋼矢板土留め

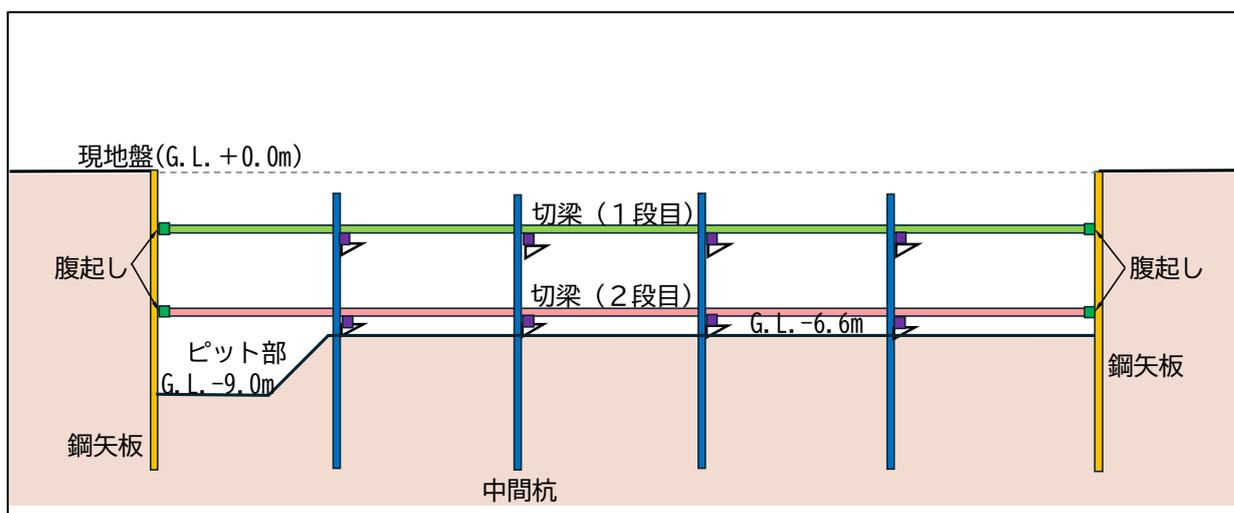
掘削を行う場合に、周辺土砂の崩壊を防止するための仮設構造物。鋼矢板により土留壁を構築し、この内側を切梁・腹起しで補強したもの

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
柴崎給水所1号配水池築造工事	令和6.4.15～令和10.3.28	3,059,661,000

(図) 掘削断面図



(6) 先行して行われている工事から引き継がれる作業構台の設計を適切に行うべきもの

(指摘事項)

下水道局は、表1の契約により、業平橋ポンプ所の増築工事を行っている。

本工事は敷地内に沈設されたケーソン(注1)の上に、建物を建築する工事である。ケーソンの上部に設置された作業構台(注2)は先行して行われている工事(以下「先行工事」という。)でリース契約中のものであり、本工事では作業構台を引き継ぎ、使用した後、撤去する計画となっていた。

そこで、本契約を見たところ、ケーソン上部の作業構台について、設計部署は先行工事で買い取る前提で設計していたにもかかわらず、施工部署は先行工事において買い取ることなく、リース契約を継続したため、部署間で作業構台の取扱いに齟齬が生じていた。

こうしたことから、局は、部署間で十分な調整・情報共有を行わず、本契約の設計にあたり必要となるリース料を計上していなかったことは適切でない。

局は、先行工事から引き継がれる作業構台の設計を適切に行われたい。

(下水道局)

(注1) ケーソン

地下構造物を構築する際に、地下や水中に設置される鉄筋コンクリート製の大きな箱型の構造物

(注2) 作業構台

安全かつ効率的な作業、車両の通行、資材置場の確保等を目的として、鋼材等により構成された仮設の作業場所のこと

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
業平橋ポンプ所施設再構築その6工事	令和4.7.22～令和7.6.20	3,083,245,000

## 2 積算

### (7) (8) 公園便所工事における積算及び建築基準法の手続について (指摘事項)

建設局は、表1の契約により、尾久の原公園内に、便所を建築する工事を行っている。

そこで、本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算、建築基準法（昭和25年法律第201号）における手続について確認したところ、次の点が認められた。

#### ア 本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算を適正に行うべきもの・・・(7)

① 設計図書では、便所の屋根及び外壁（以下「外装」という。）の仕上にガルバリウム鋼板（注1。以下「鋼板」という。）を使用する設計となっており、この鋼板の予定価格積算時の単価を確認すると、3社の見積りを平均した価格によって、1㎡当たりの単価を設定している。

そこで、その見積りを見ると、設計図書では、鋼板の裏に断熱材等を貼らない仕様であるにもかかわらず、3社のうち2社においては、より高額な断熱材等が貼られている仕様の見積りとなっており、異なる仕様の見積りを用いて平均値を算出し単価設定していた。

② 局積算基準によると、共通仮設費を直接工事費に率を乗じて算定する場合、この直接工事費には、建設副産物処分費を含めないこととしている。

そこで、予定価格積算時の共通仮設費の積算について見ると、建設副産物処分費を含めた直接工事費に率を乗じて算定していた。

これらにより、予定価格の積算において約238万円が過大なものとなっている。

局は、本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算を適正に行われたい。

(建設局)

#### イ 建築基準法における手続を適正に行うべきもの・・・(8)

本契約で新築する建築物は、都市計画区域内の鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積約69㎡の公園便所である。

ところで、建築主は、法に基づき、都市計画区域等において建築物を建築する場合、着工前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、所管行政庁に通知し、審査を受け、確認済証（注2）の交付を受けなければならない。

しかしながら、局は、設計段階で行うべきこれらの通知と確認済証の取得をしておらず、工事を起工し、確認済証を取得せずに工事を着工していたのは適正でない。

なお局は、着工後、確認済証は取得できないことから、本建築物が建築基準関係規定に適合することを自ら確認し、その結果を所管行政庁に報告し、受理されている。

局は、建築基準法における手続を適正に行われたい。

(建設局)

(注1) ガルバリウム鋼板

アルミニウムと亜鉛の合金めっきを溶融コーティングした鋼板。さびにくく耐久性が高いため、外装材として広く利用される。

(注2) 確認済証

着工前に、所管行政庁による審査を経て、その計画が建築基準関係規定に適合することが認められたときに交付されるもの

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
尾久の原公園便所新築工事	令和 5. 9. 11～令和 6. 6. 20	119, 419, 300

(表2) 指摘金額の内訳

(単位：円)

項目	区分	設 計 (誤)	指 摘 (正)	差 額 (誤) - (正)
	外装 (屋根・外壁) 工事		5, 200, 443	3, 693, 870
諸経費等 (消費税等を含む。)		39, 769, 729	38, 889, 302	880, 427
合 計				2, 387, 000

(約 2 3 8 万円)

(9) 現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

建設局は、表1の契約により、青山葬儀所の改築に伴う電気設備工事を行っている。

ところで、局積算基準(建築工事編)では、見積価格を参考に工事費を積算する場合は、現場労働者に関する法定福利費(注1)及び下請経費(注2)を計上することとしている。

そこで、本契約の工事費の積算について確認したところ、見積書には現場労働者に関する法定福利費及び下請経費が明示されているにもかかわらず、局はその経費を工事費に計上していなかった。

このため、表2のとおり、予定価格の積算において約545万円が過少なものとなっている。

局は、現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行われたい。

(建設局)

(注1) 現場労働者に関する法定福利費

下請業者が負担する現場労働者の社会保険料

(注2) 下請経費

下請業者の現場管理費及び一般管理費等

(表1) 契約の概要

(単位: 円)

契約件名	工期	契約金額
東京都青山葬儀所電気設備工事その2	令和6.12.16～令和8.1.7	561,000,000

(表2) 指摘金額の内訳

(単位: 円)

項目	区分		差額 (誤) - (正)
	設計(誤)	指摘(正)	
太陽光設備工事	26,995,440	28,514,440	△ 1,519,000
情報表示設備工事	23,162,670	26,602,670	△ 3,440,000
諸経費等の差額(消費税等を含む。)			△ 497,000
合計			△ 5,456,000

(約545万円)

(10) 港湾工事で使用する砂の単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

港湾局は、表1の契約により、中央防波堤外側埋立地の東側護岸において、護岸前面の地盤改良による耐震補強工事を実施している。

本工事では、地盤改良に支障となる既設の捨石や被覆石を撤去し、砂で埋め戻した後に地盤改良を実施している。使用する砂は、海底に投入することから台船にて海上運搬している。

そこで、本工事の設計書を見ると、海上運搬する砂の単価について、局設計単価表の陸上運搬のみ設定されている敷砂の単価を採用していた。

このことについて、局へ確認したところ、周辺海域への濁りを低減するため、微細な粘土・シルト分が少ない敷砂を採用したとのことである。

しかしながら、局設計単価表には、敷砂とは別に、海上運搬によるもの、かつ粘土・シルト分が少ない安価な砂の単価が設定されており、これを適用すべきであった。

このため、表2のとおり、予定価格の積算において、約212万円が過大なものとなっている。

局は、港湾工事で使用する砂の単価設定を適正に行われたい。

また、令和5年工事監査において、局設計単価表における砂の単価について、適用条件を明確にするよう意見・要望した。そのため、局は、局設計単価表において、海上運搬や陸上運搬等の砂の運搬条件を明記する等の措置を行ったものの、本指摘事項のとおり、誤った単価を採用していた。

局として、発生原因を究明し、再発防止の徹底に努められたい。

(港湾局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
令和5年度中央防波堤外側その2埋立地東側護岸補修工事(その1)	令和6.1.15～令和7.2.28	814,000,000

(表2) 指摘金額の内訳

(単位：円)

項目	区分		差額 (誤) - (正)
	設計(誤)	指摘(正)	
敷砂投入	22,952,295	21,641,799	1,310,496
諸経費等の差額(消費税等含む。)			812,504
合計			2,123,000

(約212万円)

(11) 電気設備工事における材料費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

港湾局は、表1の契約により、大井ふ頭中央海浜公園における照明器具及び電源盤の更新工事、東京夢の島マリーナにおける監視カメラの更新及び増設工事を行っている。

ところで、局積算基準(建築工事編)では、複合単価(注1)のうち材料費の算定に用いる数量は、公共建築工事標準単価積算基準(国土交通省)によることとしている。

この基準によれば、材料費の算定(注2)は、材料単価にケーブル類を現場で施工する際に発生するたるみや加工に必要となる余長等を考慮し割り増した数量(以下「所要量」という。)を乗じ、さらに各設備に応じた雑材料(注3)を考慮し割り増すこととなっている。

しかしながら、項番1及び項番2の材料費を確認したところ、項番1では照明器具及び電源盤において設備の種類に応じて定められている2%から5%の雑材料の割増が行われていなかった。また、項番2では監視カメラ設備及び光ファイバーケーブルにおいて設備の種類に応じて定められている2%から3%の雑材料の割増が、光ファイバーケーブルにおいて所要量算定の10%割増が行われていなかった。

このため、予定価格の積算において、項番1は表2のとおり約235万円、項番2は表3のとおり約169万円が過少なものとなっている。

局は、電気設備工事における材料費の積算を適正に行われたい。

(港湾局)

(注1) 複合単価

単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価

(注2) 材料費の算定

材料費=材料単価×(1+たるみや余長等の割増率)×(1+雑材料率)

(注3) 雑材料

ビスやビニルテープなど設計図書からは計測できない材料や現場施工上必要となる消耗品等

(表1) 契約の概要

(単位:円)

項番	契約件名	工期	契約金額
1	令和5年度大井ふ頭中央海浜公園照明設備改修工事	令和5.9.4~令和6.2.29	74,593,200
2	令和5年度東京夢の島マリーナ監視設備改修工事	令和5.9.27~令和6.5.31	84,554,800

(表2) 指摘金額の内訳 (項番1)

(単位:円)

項目	区分	設 計 (誤)	指 摘 (正)	差 額 (誤) - (正)
照明器具、電源盤設置		<u>49,096,000</u>	50,864,000	△ 1,768,000
諸経費等の差額 (消費税等含む。)				△ 583,800
合 計				△ 2,351,800

(約235万円)

(表3) 指摘金額の内訳 (項番2)

(単位:円)

項目	区分	設 計 (誤)	指 摘 (正)	差 額 (誤) - (正)
監視カメラ設備設置 光ファイバーケーブル敷設		<u>51,659,500</u>	52,844,490	△ 1,184,990
諸経費等の差額 (消費税等含む。)				△ 513,410
合 計				△ 1,698,400

(約169万円)

(12) 体育館床の塗装改修工事における単価設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

教育庁は、表1の契約により、都立葛飾商業高等学校の体育館等の経年劣化に伴い、屋上の防水改修や床の塗装改修等、各種改修工事を行っている。

このうち、体育館床の塗装改修工事では水性ウレタン樹脂塗装を行っており、この積算について見ると、定期刊行物に掲載された公表価格を材料費として採用して、これに庁が算出した施工費を合算し、単価として設定していた。

しかし、採用した公表価格は材料費に施工費を含んだものであり、さらに庁が施工費を合算したため、単価設定において施工費が二重に計上されていた。

このため、表2のとおり、予定価格の積算において約520万円が過大なものとなっている。

庁は、体育館床の塗装改修工事における単価設定を適正に行われたい。

(教育庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
都立葛飾商業高等学校(6)体育館その他改修工事	令和6.7.8～令和7.2.7	142,087,000

(表2) 指摘金額の内訳

(単位：円)

項目	区分	設計(誤)	指摘(正)	差額 (誤) - (正)
	水性ウレタン樹脂塗装		8,433,000	4,506,970
諸経費等の差額(消費税等含む。)				1,276,970
合計				5,203,000

(約520万円)

(13) 浄水施設工事における土工事の積算を適切に行うべきもの (指摘事項)

水道局は、表1の契約により、浄水機能を増強するために境浄水場内に築造する送配水ポンプ所及び高度浄水施設の仮設土留工、掘削工、砕石基礎工等を実施している。

本工事では、掘削土のうち約33,000m<sup>3</sup>を送配水ポンプ所及び高度浄水施設の埋戻材として、また、場内舗装の路盤材約1,800m<sup>3</sup>を砕石基礎として再利用するため、場内に仮置きすることとしている。

そこで、設計書を見たところ、以下の点が認められた。

- ① 局積算基準に基づき、土や路盤材の掘削・積込費、仮置場への運搬費を計上しているが、再利用するまでの相当の期間、仮置きする掘削土や路盤材の適切な維持・管理に必要となる飛散・流出防止等のための整地費を計上していなかった。
- ② 送配水ポンプ所及び高度浄水施設の砕石基礎工は、施工面積がそれぞれ約7,000m<sup>2</sup>及び5,100m<sup>2</sup>であり、局積算基準に基づき、敷均し及び締固め作業について、重機による機械施工で計上すべきところ、狭あいな施工面積である配管工事に適用する人力施工にて計上していた。

このため、仮置土や路盤材の整地費を計上していないこと、また、砕石基礎工を機械施工にて計上していないことは適切でない。

なお、受注者は、仮置きする掘削土や路盤材を整地するとともに、送配水ポンプ所及び高度浄水施設の砕石基礎工は重機により機械施工していた。

局は、浄水施設工事における土工事の積算を適切に行われたい。

(水道局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
境浄水場送配水ポンプ所・高度浄水施設土留及び土工事	令和5.12.19～令和7.7.11	3,593,777,000

(14) 油圧式杭圧入引抜機の移設費の積算について (意見・要望事項)

下水道局は、表1の契約により、下水道管きよ老朽化対策のため、再構築工事(注)を行っている。

本契約では、軽量鋼矢板土留めを油圧式杭圧入引抜機(以下「圧入引抜機」という。)により設置し、道路を掘削しながら下水道管きよの布設替えを実施している。

ところで、局積算基準(管路・開削編)では、圧入引抜機の据付・解体費は、軽量鋼矢板の圧入・引抜時に各々1回計上し、移設が必要な場合は、移設費を計上することとしている。

そこで、本契約の設計書を見たところ、圧入引抜機の据付・解体費は軽量鋼矢板の圧入・引抜時に各々1回計上されていたが、移設費については計上されていなかった。

このことについて局は、圧入引抜機を使用できない狭あいな路線が多く、他の工法を採用する場合もあり、移設回数を見込むことが困難であるとのことであった。

しかしながら、圧入引抜機を使用できない区間を含んだ再構築工事を行う場合には、他の工法の採用についても総合的に勘案した上で、移設費の積算を検討する必要がある。

局は、圧入引抜機の移設費の積算について検討が望まれる。

(下水道局)

(注) 再構築工事

老朽化した下水道管や関連施設を新しいものに取替・修繕する工事のこと

(表1) 契約の概要

(単位: 円)

項番	契約件名	工期	契約金額
1	荒川区西尾久一丁目、北区田端新町三丁目付近再構築工事	令和6.10.28～令和10.2.4	854,700,000
2	墨田区立花一、二丁目付近再構築工事	令和6.7.11～令和10.5.1	946,000,000
3	江戸川区平井一丁目、小松川四丁目付近再構築工事	令和4.12.16～令和7.5.15	565,829,000

(15) 建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

保健医療局は、表1の契約により、荏原看護専門学校の清掃業務や設備保守管理業務等を委託している。

このうち、清掃業務の積算について見ると、定期刊行物に掲載された清掃費の価格(以下「掲載価格」という。)を労務費として計上し、これに諸経費(注)を別途計上していた。

しかしながら、採用した掲載価格は労務費に諸経費を含んだものであり、さらに局が諸経費を合算したため二重に計上されていた。

このため、表2のとおり、予定価格の積算において、項番1は約568万円、項番2は約338万円がそれぞれ過大なものとなっている。

局は、建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適正に行われたい。

(保健医療局)

(注) 諸経費

委託費のうち、労務費以外の直接物品費、業務管理費、一般管理費等のこと

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	工期	契約金額
1	東京都立荏原看護専門学校建物管理委託	令和6.4.1～令和6.9.18	17,380,000
2	東京都立荏原看護専門学校建物管理委託(その2)	令和6.9.13～令和7.3.31	14,869,250

(表2) 指摘金額

(単位：円)

項番	項目	区分		差額 (誤) - (正)
		設計(誤)	指摘(正)	
1	諸経費(消費税等を含む。)①	5,681,500	0	5,681,500
2	諸経費(消費税等を含む。)②	3,381,400	0	3,381,400

(①約568万円、②約338万円)

(16) 駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

交通局は、表1の契約により、都営浅草線西馬込駅外7駅でホームドア設置のため、既設ホームの補強工事を行っている。

ところで、局積算基準(共通編I)では、共通仮設費(注1)の準備費として積算する内容のうち、調査・測量、<sup>ちょうはり</sup>丁張(注2)等に要する費用を共通仮設費の率計算分に含めている。

そこで、本工事の第5回設計変更の設計書を見ると、西馬込駅及び本所吾妻橋駅において、ホームの床版補強方法をシート補強から支柱補強に変更(図)し、その際、支柱補強工事前に実施する調査・墨出し(注3)の費用を、共通仮設費の準備費として新たに積み上げて計上していた。

このため、第5回設計変更の共通仮設費の率計算分に調査・墨出しに係る費用が含まれているにもかかわらず、今回新たにこの費用を積み上げたことから、表2のとおり、約280万円が過大となり、かつ不経済支出となっている。

局は、駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行われたい。

(交通局)

(注1) 共通仮設費

土木工事では、工事目的物の施工に間接的に係る費用をいう。バリケードなどの設置費用、準備や跡片付けに要する費用(準備費)、品質管理に要する費用などがある。

(注2) 丁張

施工に着手する前に測量を行い、工事目的物の正確な位置を出す作業で、木杭や水糸を用いて施工の基準となる目印を設置するもの

(注3) 墨出し

施工に着手する前に測量を行い、工事の基準となる目印を構造体などに付ける作業

(表1) 契約の概要

(単位: 円)

契約件名	工期	契約金額
浅草線ホームドア設置に伴う西馬込駅外7駅ホーム補強その他工事	令和2.6.8~令和6.8.30	2,031,892,500

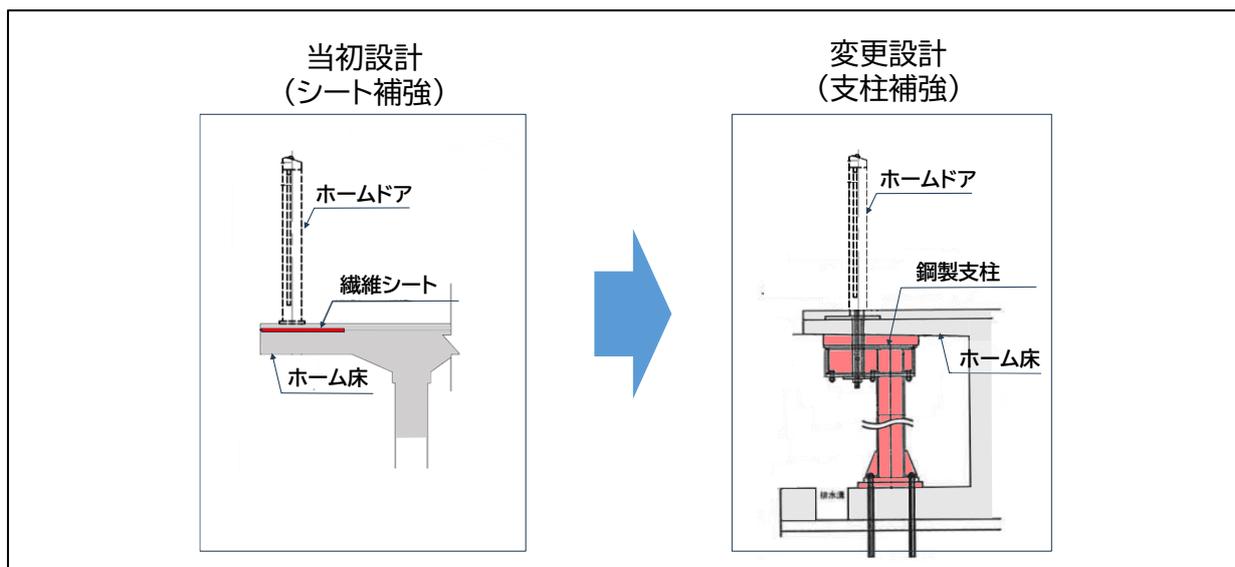
(表2) 指摘金額の内訳

(単位: 円)

項目	区分	設計(誤)	指摘(正)	差額 (誤) - (正)
	共通仮設費		121,325,696	119,387,057
共通仮設費を除く諸経費等の差額(消費税等含む。)				864,265
合計				2,802,904

(約280万円)

(図) 床版補強方法



### 3 施工

#### (17) 建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

[重点監査事項] (指摘事項)

環境局は、表1の契約により、青梅市御岳において、自然公園便所改築工事を行っている。

本工事においては、地面から2m以上の高所作業用に足場を設置していたが、外装工事の作業時に筋交いと一体となった手すり（以下「手すり等」という。）の一部を外しており、その安全管理について確認したところ、次の点が認められた。

- ① 令和5年3月に改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（以下「規則」という。）では、地面から2m以上の高所作業用の足場の一部解体若しくは変更した場合には、受注者及び下請事業者それぞれが点検者を指名して、足場用墜落防止設備について点検させ、その結果及び点検者の氏名等を記録・保存することとされている。

しかしながら、関係書類を確認したところ、受注者は、作業前に点検者を指名し、点検、その記録保存等を行っていたものの、下請事業者は、事前に点検者を指名しておらず、点検、その記録保存等も実施していなかった。

規則に定められた点検及びその記録保存等を下請事業者が実施していないことは、適正でない。

- ② 東京都建築工事標準仕様書（令和5年4月版）では、施工上やむを得ない場合において、高所作業用足場の手すり、幅木等の設備を取り外す際は、最低限の範囲とするとともに、墜落制止用器具を使用するなど墜落防止の措置を講ずることとされている（図）。

しかしながら、工事記録写真を見たところ、手すり等が複数区画にわたって連続して外され、幅木もすべて外されていた。

受注者が、施工上やむを得ず足場の手すり、幅木等を取り外す場合には、作業する区画に合わせて最低限とすべきであったところ、複数区画にわたって連続して取り外していたことは、適正でない。

局は、建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督された。

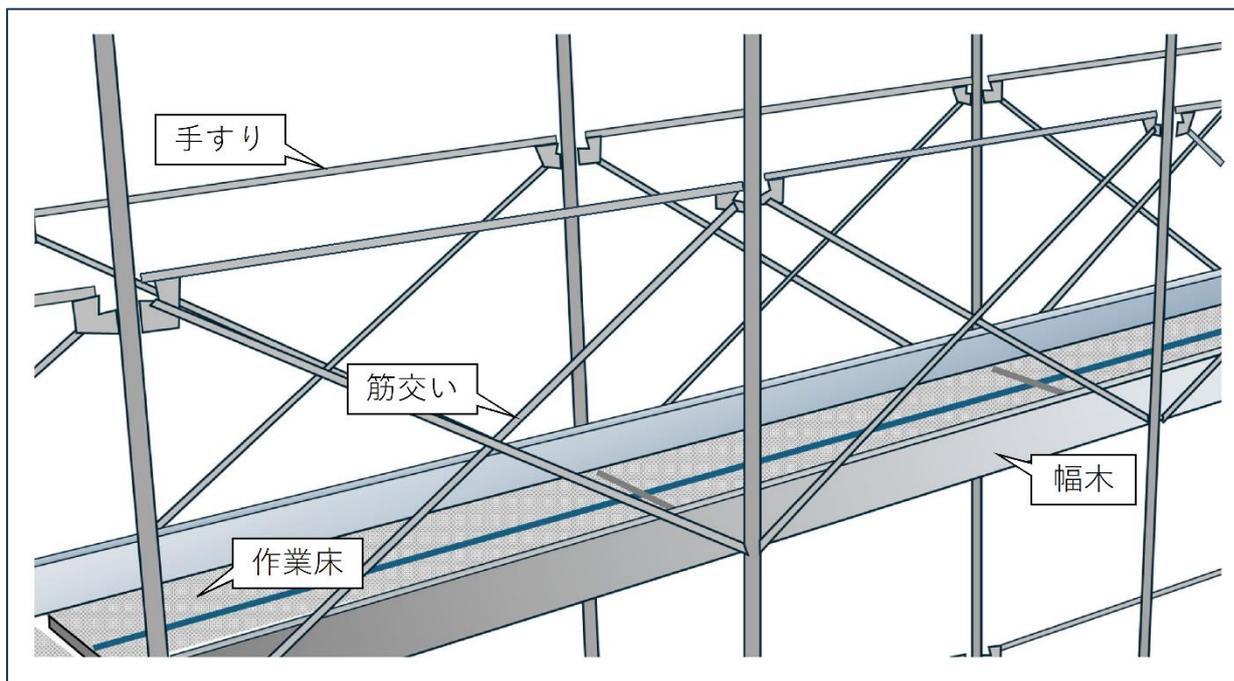
(環境局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
自然公園便所改築工事（滝本）その2	令和6.12.27～令和7.3.28	38,390,000

(図) 足場の手すり、筋交い、幅木、作業床



(18) 根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

[重点監査事項] (指摘事項)

建設局は、表1の契約により、関戸橋の架替えに伴い設置した橋脚の洗掘防止対策として、橋脚ごとに重量3tの根固めブロックを複数連結して据え付けている。

ところで、クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)では、移動式クレーン(図)は、最大吊上荷重を超えて使用してはならないとされている。

そこで、本工事の施工計画書を見ると、受注者は、根固めブロックを吊上可能な最大吊上荷重25tのラフタークレーン(注1)を使用して据え付けることとしていた。

しかしながら、工事記録写真を見ると、最大吊上荷重2.9tのクレーン機能付きバックホウ(注2)で重量3tの根固めブロックを吊り上げていた。これはバックホウの能力を超えた危険な状況であり、バックホウが転倒するおそれがあった。

局は、根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。

(建設局)

(注1) ラフタークレーン

タイヤで公道を走行できる移動式クレーンの一種

(注2) クレーン機能付きバックホウ

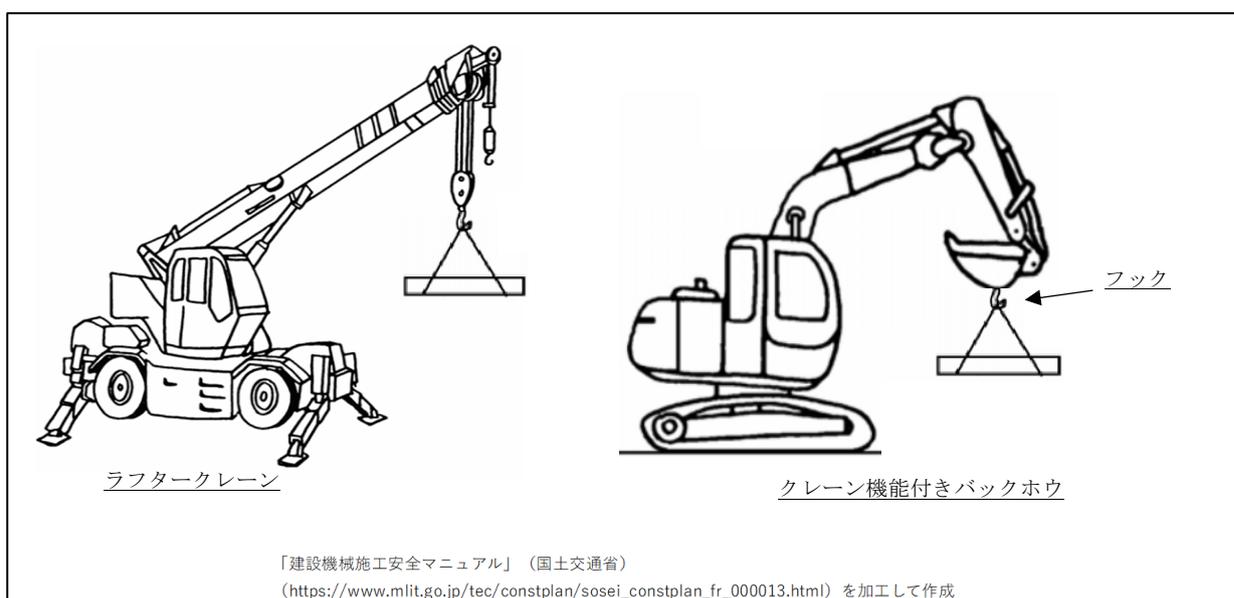
荷の吊り上げや運搬などのクレーン機能を備えたバックホウ(油圧ショベルの一種)

(表1) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	工期	契約金額
橋脚基礎洗掘防止工事(5北南-関戸橋の13)	令和5.8.7~令和6.5.31	299,378,200

(図) 移動式クレーン



(19) 街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

建設局は、表1の契約により、中野区大和町一丁目地内から同区大和町四丁目地内において、街路拡幅工事に伴い、道路排水管を新設する工事を行っている。

ところで、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）では、高さが2m以上の開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないとされている。

また、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、作業員に要求性能墜落制止用器具（注）を使用させる等、墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、本工事の工事記録写真について見ると、排水管管理用の人孔設置箇所において、掘削深さが2m以上あるにもかかわらず、墜落防止用の囲い等を設置していなかった。また、囲い等を設置していないにもかかわらず、作業員に要求性能墜落制止用器具の使用もさせていなかった。

局は、街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監督されたい。

(建設局)

(注) 要求性能墜落制止用器具

墜落時に作業員に加わる衝撃荷重を低減させるとともに、身体を支持する機能を有した器具で、フルハーネス型と胴ベルト型がある。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
街路築造工事のうち排水管設置工事（5三-補227大和町）その3	令和6.1.22～令和6.11.5	56,587,300

(20) 高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

港湾局は、表1の契約により、港湾労働者向け宿泊所の設備改修工事を行っている。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、事業者（受注者）は、高さが10m以上で組立てから解体までの期間が60日以上足場を設置する場合には、工事開始の30日前までに、労働基準監督署に足場の設置計画を届け出なければならないとされている。

また、本契約に適用した東京都機械設備工事標準仕様書（令和5年4月版）では、受注者は、工事の施工に当たり、関係法令に基づく官公署への届出手続等を遅滞なく行い、その内容について、あらかじめ監督員に報告すると定めている。

さらに、局監督基準では、監督員は、工事の施行に先立ち受注者から施工計画書の提出を受け、その内容を十分確認することとしている。

そこで、受注者が作成した施工計画書を見ると、宿泊所の設備改修工事に当たり、建物外部での高所作業のために設置する足場は、高さが15m及び10.8m、その組立てから解体までの期間は約6か月となっており、労働基準監督署に届出を行うべき対象となっていた。

この足場設置について確認したところ、受注者は、届出に必要となる組立図、配置図等、法に基づく足場の設置計画を作成しておらず、届出を行っていないことは、適正でない。

また、局は、受注者が設置する足場について、法に基づく届出が必要であるにもかかわらず、監督員による施工計画書の確認が十分ではなく、この届出について確認等をしていなかったことは、適切でない。

局は、高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督されたい。

(港湾局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
令和5年度港湾労働者第三宿泊所機械設備改修工事	令和6.2.27～令和6.10.25	59,023,800

(21) 建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

東京消防庁は、表1の契約により、上野消防署庁舎の経年劣化に伴い外壁その他改修工事を行っている。

本契約では、外壁面等のひび割れを補修するために、といしを取り付けた電動工具を用いて、研磨や削り（以下「研削<sup>けんきく</sup>」という。）の作業を実施している。

ところで、こうした電動工具は、取扱いを間違えると接触などによる作業員の事故に繋がるおそれがあることから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）では、事業者（受注者）は、直径5cm以上の研削といしを取り付けた電動工具（図。以下「ディスクグラインダ」という。）で作業をするときには、安全カバーを取り付けなければならないとされている。

また、庁が使用している監督基準（令和3年4月版、東京都財務局）によると、監督員は受注者に対し、工事従事者の施工時の事故を未然に防止するための安全対策を講じさせるとしている。

そこで、本契約の工事記録写真を確認したところ、作業員は、ディスクグラインダにて作業していたが、研削といしの安全カバーを取り外した状態で使用していたことは、適正でない。

庁は、建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて、受注者を適切に指導・監督されたい。

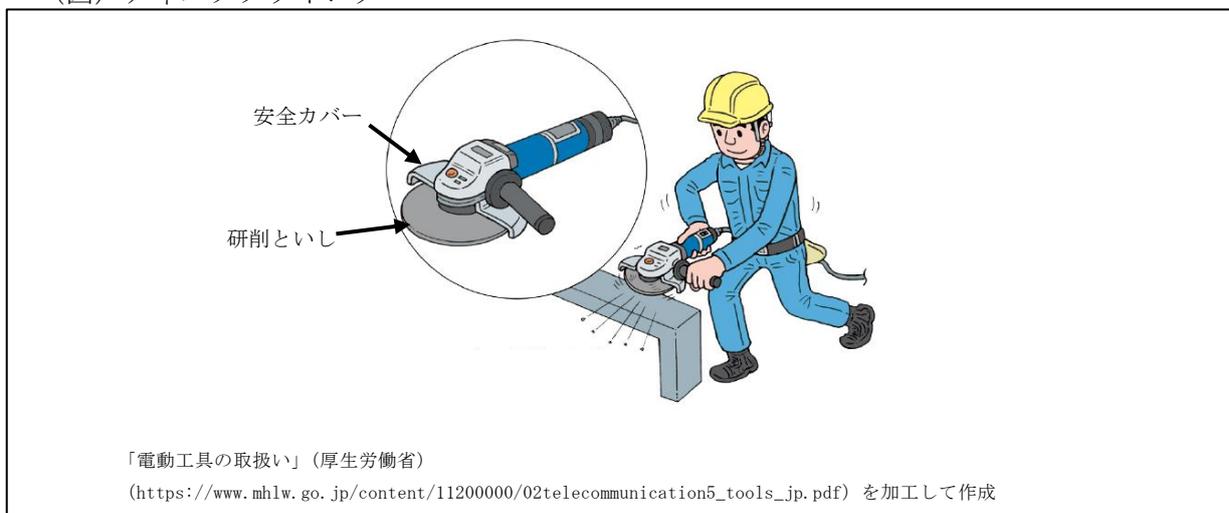
(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
上野消防署 (5) 外壁その他改修工事	令和 5. 12. 18～令和 7. 2. 28	110,880,550

(図) ディスクグラインダ



(22) 石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの [重点監査事項] (指摘事項)

東京消防庁は、表1の契約により、地域防災力強化のため、災害時、消防団の活動拠点となる世田谷消防団第15分団本部の建築工事を行っている。

本契約では、敷地内の既存建築物を解体撤去した後、分団本部を新たに建築することとしている。

解体する建築物には、壁や天井の内装材及び外壁目地材等に、石綿を含有する建築材料（以下「石綿含有建材」という。）が使用されており、解体時に発生する粉じんにより、作業等が健康障害を引き起こすおそれがあることから、法令により石綿含有建材の取扱いについて、手続が定められている。

本契約について見ると、次の点が認められた。

- ① 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）によると、事業者（受注者）は、石綿含有建材使用建築物の解体作業等を行ったときは、あらかじめ定めた作業計画に従って作業等を行ったことについて、写真等の実施状況を確認できる方法により記録を作成することとされている。

また、庁は本工事の特記仕様書において、受注者が庁に提出する工事記録写真は、財務局工事記録写真撮影要領に基づき、石綿含有建材の除去及び保管や廃棄状況等を撮影することとしている。

そこで、作業計画及び工事記録写真を確認したところ、作業計画は作成されていたものの、外壁目地材等の撤去状況及び撤去した全ての石綿含有建材について、保管や廃棄状況等に関する写真が庁に提出されておらず、撮影もされていなかったことは、適正でない。

- ② 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）によると、元請業者（受注者）は、石綿含有建材の排出等作業が完了した際、その結果を庁に書面で報告（以下「排出完了報告」という。）することとされている。

そこで、工事関係書類を確認したところ、受注者から庁に対して排出完了報告が実施されていなかったことは、適正でない。

庁は、石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督されたい。

(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
世田谷消防団第15分団本部(6)新築工事	令和6.7.19～令和6.12.10	52,943,000

#### 4 その他

##### (23) 汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行うべきもの (指摘事項)

建設局は、表1の契約により、井の頭恩賜公園等において汚水槽清掃を含む設備の維持工事を行っている。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、排出事業者は、一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に直接委託しなければならないとされている。

そこで、本契約の関係書類を確認したところ、汚水槽清掃における一般廃棄物（し尿を含む汚泥）の運搬を受注者が許可業者に再委託していた。

しかしながら、一般廃棄物の運搬は、排出事業者である局が許可業者に直接委託すべきところ、これを行っておらず適正でない。

局は、汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行われたい。

(建設局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
井の頭恩賜公園ほか給排水衛生設備維持工事（単価契約）	令和6.4.1～令和7.3.31	9,900,000

(24) 工事の監督業務を適切に行うべきもの (指摘事項)

水道局は、表1の契約により、水道管の耐震化を図るため、練馬区南田中一丁目付近ほか2か所において、配水小管の布設替工事を行っている。

本工事における一部の路線では、既設管内に新たな管を挿入して耐震化を図る工法を採用している。施工に際しては、対象路線の両端に立坑を設置する必要があることから、区道の車道部に立坑を設置している。また、日々の作業終了後は、一般車両を通行させる必要があるため、路面覆工することとしている。そのため、車両の荷重等を考慮して、任意仮設である立坑の土留めをする必要がある。

一方、局配水管工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)では、受注者は、仮設の構造、工法等について、あらかじめ監督員に仮設物の図面、計算書等を提出することとしているが、「配水小管工事、補修工事等の軽易な工事であって監督員の承諾を得た場合は、」提出を要しないものとしている。また、この監督員の承諾は書面により行うこととしている。

そこで、施工計画書等の工事関係書類について見たところ、立坑部における路面覆工の図面及び計算書等は提出されているものの、土留めに関しては提出されていなかった。

このことについて局は、本件工事は標準仕様書に定める「配水小管工事、補修工事等の軽易な工事」に該当することから、土留めの図面及び計算書等を書面で提出しないことを口頭により了承したとのことである。

局は、工事の安全性確保に係る監督員の確認・承諾を確実に行わせるためにも、標準仕様書において書面により行うとしている監督員の承諾を口頭により行ったことは、適正でない。

局は、工事の監督業務を適切に行われたい。

(水道局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
練馬区南田中一丁目4番地先から同区富士見台一丁目3番地先間外2か所配水小管布設替工事	令和5.5.22～令和6.8.21	496,826,000

## 5 大規模工事等監査報告

### 事業計画等に基づく適切な設計・施工等の確認結果【水道局（脱水機更新）】

#### <総括>

下記対象事業について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、不適切な点は見受けられなかった。

#### <監査対象事業の概要>

事業名	朝霞浄水場排水処理所脱水機更新事業
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業目的	老朽化した脱水機等の排水処理設備を更新し、安定した排水処理能力の維持を図る。
対象工事 (契約金額)	朝霞浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事（52億4,700万円）

#### <朝霞浄水場排水処理所脱水機更新事業に関する事業計画等の概要>

経緯	令和3年3月 「東京水道施設整備マスタープラン」
基本的な 考え方	今後、朝霞浄水場の汚泥処理量が増加するため、老朽化した脱水機を更新し、あわせて処理能力の向上を図る。
計画期間	10年間（令和3年度～令和12年度）
事業概要 (主な設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱水機 7台</li> <li>・搬送設備（ベルトコンベヤ） 一式</li> <li>・補機設備（ポンプ、貯槽、攪拌機、空気圧縮機、空気槽等） 一式</li> <li>・電気設備（コントロールセンタ、現場操作盤等） 一式</li> </ul>

#### <監査の着眼点>

着眼点	監査結果
・事業は計画に則した施設となっているか	更新後の脱水機は、汚泥をろ過し脱水するろ布を増量することで、処理能力が約1.3倍向上すること、また、更新前と同等の設置面積及び重量で既存建物内に設置できることを設計図書、承諾図書（注）及び聴取調査により確認した。
・工事の安全確保は図られているか	工事区域の区画処置、安全通路の確保及び掲示物により、稼働範囲と工事範囲が区分けされ、安全対策が図られていることを現場調査により確認した。 現場のWBGT（暑さ指数）が高い場合は、こまめに休憩を行うなどの熱中症予防対策を行うとともに、改正された労働安全衛生規則に基づき、熱中症が疑われる場合の処置手順等を作業者に周知するなど、熱中症の重篤化防止対策が図られていることを施工計画書、聴取調査及び現場調査により確認した。
・計画期間と整合が図られているか	令和4年度に工事着手し、7台を3期に分け施設能力を確保しながら更新する工程によって、令和8年度に完成予定であることを工程表、聴取調査及び現場調査により確認した。

（注）承諾図書

受注者が発注者の承諾を得るために提出する設備の詳細図、計算書等を含む図書

(別表1) 区分別指摘事項一覧

【設計】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
1	○	任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの 〈電線共同溝設置工事〉	都市整備局	14
2		道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの 〈街路築造及び電線共同溝設置工事〉	都市整備局	16
3		木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示すべきもの 〈野営場整備工事〉	環境局	17
4		設計段階における地盤改良工の施工方法の検討を適切に行うべきもの 〈地下鉄駅通路出入口整備工事〉	交通局	18
5		掘削断面に応じて土留構造を適切に検討すべきもの 〈配水池築造工事〉	水道局	20
6		先行して行われている工事から引き継がれる作業構台の設計を適切に行うべきもの 〈下水道ポンプ所再構築工事〉	下水道局	21

【積算 (単価設定)】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
7		(公園便所工事における積算及び建築基準法の手続について) 本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算を適正に行うべきもの 〈公園便所新築工事〉	建設局	22
9		現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの 〈葬儀所電気設備工事〉	建設局	24
10		港湾工事で使用する砂の単価設定を適正に行うべきもの 〈埋立地護岸耐震補強工事〉	港湾局	25
11		電気設備工事における材料費の積算を適正に行うべきもの 〈公園照明設備改修工事〉〈港湾監視設備改修工事〉	港湾局	26
12		体育館床の塗装改修工事における単価設定を適正に行うべきもの 〈学校体育館改修工事〉	教育庁	28

【積算 (数量算出等)】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
13		浄水施設工事における土工事の積算を適切に行うべきもの 〈浄水施設工事〉	水道局	29
14		油圧式杭圧入引抜機の移設費の積算について 〈下水道管きょ再構築工事〉	下水道局	30

【積算（諸経費等）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
15		建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適正に行うべきもの〈学校建物管理委託〉	保健医療局	31
16		駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの〈地下鉄駅ホーム補強工事〉	交通局	32

【施工】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
17	○	建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈自然公園便所改築工事〉	環境局	34
18	○	根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈橋脚基礎洗掘防止工事〉	建設局	36
19	○	街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈街路築造工事のうち排水管設置工事〉	建設局	37
20	○	高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの〈宿泊所設備改修工事〉	港湾局	38
21	○	建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈消防署庁舎改修工事〉	東京消防庁	39
22	○	石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの 〈消防分団本部建築工事〉	東京消防庁	40

【その他】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
8		(公園便所工事における積算及び建築基準法の手続について) 建築基準法における手続を適正に行うべきもの 〈公園便所新築工事〉	建設局	22
23		汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行うべきもの 〈給排水衛生設備維持工事（単価契約）〉	建設局	41
24		工事の監督業務を適切に行うべきもの 〈配水小管布設替工事〉	水道局	42

(別表2) 局別指摘事項一覧

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名	頁
都市整備局	1	○	設計	任意仮設の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの〈電線共同溝設置工事〉	14
	2		設計	道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの〈街路築造及び電線共同溝設置工事〉	16
環境局	3		設計	木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示すべきもの〈野営場整備工事〉	17
	17	○	施工	建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈自然公園便所改築工事〉	34
保健医療局	15		積算 (諸経費等)	建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適切に行うべきもの〈学校建物管理委託〉	31
建設局	7		積算 (単価設定)	(公園便所工事における積算及び建築基準法の手続について) 本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算を適正に行うべきもの〈公園便所新築工事〉	22
	9		積算 (単価設定)	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの〈葬儀所電気設備工事〉	24
	18	○	施工	根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈橋脚基礎洗掘防止工事〉	36
	19	○	施工	街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈街路築造工事のうち排水管設置工事〉	37
	8		その他	(公園便所工事における積算及び建築基準法の手続について) 建築基準法における手続を適正に行うべきもの〈公園便所新築工事〉	22
	23		その他	汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行うべきもの〈給排水衛生設備維持工事(単価契約)〉	41
	10		積算 (単価設定)	港湾工事で使用する砂の単価設定を適正に行うべきもの〈埋立地護岸耐震補強工事〉	25
港湾局	11		積算 (単価設定)	電気設備工事における材料費の積算を適正に行うべきもの〈公園照明設備改修工事〉〈港湾監視設備改修工事〉	26
	20	○	施工	高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの〈宿泊所設備改修工事〉	38

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名	頁
東京消防庁	21	○	施工	建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて受注者を適切に指導・監督すべきもの〈消防署庁舎改修工事〉	39
	22	○	施工	石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈消防分団本部建築工事〉	40
交通局	4		設計	設計段階における地盤改良工の施工方法の検討を適切に行うべきもの 〈地下鉄駅通路出入口整備工事〉	18
	16		積算 (諸経費等)	駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの 〈地下鉄駅ホーム補強工事〉	32
水道局	5		設計	掘削断面に応じて土留構造を適切に検討すべきもの〈配水池築造工事〉	20
	13		積算 (数量算出等)	浄水施設工事における土工事の積算を適切に行うべきもの〈浄水施設工事〉	29
	24		その他	工事の監督業務を適切に行うべきもの 〈配水小管布設替工事〉	42
下水道局	6		設計	先行して行われている工事から引き継がれる作業構台の設計を適切に行うべきもの〈下水道ポンプ所再構築工事〉	21
	14		積算 (数量算出等)	油圧式杭圧入引抜機の移設費の積算について 〈下水道管きょ再構築工事〉	30
教育庁	12		積算 (単価設定)	体育館床の塗装改修工事における単価設定を適正に行うべきもの〈学校体育館改修工事〉	28

(別表3) 工事監査実施一覧

対 象 局 実地監査期間	実 施 工 事 等	対象件数 (件)	対象金額 (百万円)
		実施件数 (件)	実施金額 (百万円)
総 務 局 令和 7.9.1 ～令和 7.9.12	・富士見高原学外施設(6)解体工事 ・都庁舎(6)監視カメラ設備設置工事 ほか	37	632
		11 (29.7%)	116 (18.4%)
財 務 局 令和 7.5.16 ～令和 7.6.11	・都立北多摩地区特別支援学校(仮称)(6)新築工事 ・東京国際展示場(5)会議棟及び西展示棟改修空調設備 工事 ほか	385	205,058
		116 (30.1%)	131,607 (64.2%)
主 税 局 令和 7.4.14 ～令和 7.4.25	・東京都千代田都税事務所(5)シャッター改修工事 ・東京都港都税事務所(6)空調室外機設備改修工事 ほか	103	1,074
		13 (12.6%)	207 (19.3%)
生 活 文 化 局 令和 7.9.24 ～令和 7.10.3	・東京舞台芸術活動支援センター(6)スタジオ床その他 改修工事 ・東京芸術劇場(6)空調配管設備等改修工事 ほか	26	1,264
		14 (53.8%)	516 (40.9%)
スポーツ推進本部 令和 7.9.24 ～令和 7.10.3	・カヌー・スラロームセンター(6)舗装改修工事 ・東京辰巳アイスアリーナ(仮称)(5)大型映像装置改修 その他工事 ほか	65	2,580
		17 (26.2%)	1,331 (51.6%)
都 市 整 備 局 令和 7.6.3 ～令和 7.6.6	・環4高輪地区基礎杭撤去工事(6高輪-1) ・富士見橋補修工事(その4)(6豊・有-1)その2 ほか	120	8,044
		24 (20.0%)	4,535 (56.4%)
住 宅 政 策 本 部 令和 7.5.19 ～令和 7.6.17	・都営住宅5H-131東(北区桐ヶ丘二丁目GN12街区)工事 ・都営住宅3H-114西(日野市平山四丁目第2)給水衛生 設備工事 ほか	559	152,423
		110 (19.7%)	64,376 (42.2%)
環 境 局 令和 7.4.14 ～令和 7.4.25	・新海面処分場(5)Bブロック西側貯留池等整備工事 ・令和6年度第三排水処理場外1か所定期補修工事 ほか	168	8,620
		30 (17.9%)	3,632 (42.1%)
福 祉 局 令和 7.9.8 ～令和 7.10.9	・東京都立北療育医療センター(R6)ボイラー補修工事 ・日野療護園(R6)解体工事 ほか	125	4,463
		27 (21.6%)	1,735 (38.9%)
保 健 医 療 局 令和 7.9.8 ～令和 7.10.9	・酸素・医療提供ステーション(築地)舗装等撤去工事 ・荏原病院(5)熱源設備改修工事その2 ほか	91	1,918
		16 (17.6%)	911 (47.5%)
産 業 労 働 局 令和 7.2.12 ～令和 7.2.21	・雨風り治山工事 ・海の森水上競技場グリーン水素製造装置等設置工事 ほか	183	3,250
		26 (14.2%)	1,249 (38.4%)

対 象 局 実地監査期間	実 施 工 事 等	対象件数 (件)	対象金額 (百万円)
		実施件数 (件)	実施金額 (百万円)
中央卸売市場 令和7.1.27 ～令和7.1.30	・食肉市場(5)大動物Cライン空調設備その他改修工事 ・豊洲市場(4)6街区連絡橋整備工事 ほか	567	20,549
		64 (11.3%)	8,288 (40.3%)
建 設 局 令和7.8.28 ～令和7.9.26	・道路改修工事に伴う擁壁設置工事(5南東-鶴牧の2) ・東京都瑞江葬儀所(4)改築工事 ほか	4,189	584,901
		196 (4.7%)	184,816 (31.6%)
港 湾 局 令和7.2.3 ～令和7.2.21	・新海面処分場(5)Dブロック南側護岸建設工事 ・晴海ふ頭客船受入施設(仮称)(5)改築工事 ほか	839	95,190
		90 (10.7%)	27,636 (29.0%)
東 京 消 防 庁 令和7.1.20 ～令和7.1.24	・東京消防庁本所消防署緑出張所庁舎(仮称)(3)改築工事 ・消防・救急デジタル無線設備点検保守委託 ほか	781	29,256
		89 (11.4%)	10,326 (35.3%)
交 通 局 令和7.1.8 ～令和7.1.16	・浅草線ホームドア設置に伴う西馬込駅外7駅ホーム補強 その他工事 ・浅草線東銀座駅リニューアル工事 ほか	978	139,175
		98 (10.0%)	55,403 (39.8%)
水 道 局 令和7.5.12 ～令和7.6.18	・和田堀給水所第二配水ポンプ所電気設備等設置工事 ・東村山市萩山町三丁目地内から小平市天神町三丁目地 内間導水管(2000mm)トンネル築造工事 ほか	1,872	635,246
		186 (9.9%)	113,649 (17.9%)
下 水 道 局 令和7.4.14 ～令和7.5.26	・第二成増幹線工事 ・葛西水再生センター汚泥焼却設備再構築その2工事 ほか	2,827	819,353
		194 (6.9%)	192,853 (23.5%)
教 育 庁 令和7.2.4 ～令和7.2.17	・都立農産高等学校(5)温室改築その他改修工事(その2) ・都立戸山高等学校(4)空調設備改修工事 ほか	479	17,107
		57 (11.9%)	6,916 (40.4%)
警 視 庁 令和7.9.30 ～令和7.10.6	・警視庁有家族者待機寮多摩緑第一住宅(6)改修工事 ・警視庁向島警察署(5)空調設備その他改修工事 ほか	892	47,447
		76 (8.5%)	13,918 (29.3%)
島 し ょ 令和7.6.19 ～令和7.6.27	・令和5年度青ヶ島防波堤(西)建設及びその他工事 ・東京都島しょ農林水産総合センター大島事業所(2)改築 工事 ほか	1,178	47,623
		108 (9.2%)	16,218 (34.1%)
合 計		16,464	2,825,182
		1,562 (9.5%)	840,247 (29.7%)

(注1) 対象件数、対象金額、実施件数及び実施金額には、工事に伴う設計委託等を含む。

(注2) 実施件数及び実施金額欄の( )書きは、それぞれ実施率を表している。

(注3) 島しょの工事監査対象局は、総務局(大島支庁、八丈支庁)、財務局、環境局、保健医療局、産業労働局、港湾局、教育庁及び警視庁である。

(別表4) 大規模工事等監査実施一覧

対 象 局	実 施 工 事	事業計画等	実施 件数 (件)	実施金額 (百万円)
財 務 局	・東京都江戸東京博物館(4)改修工事 ・東京国際フォーラム(5)改修工事 ほか	・第三次主要施設10か年維持更新計画 ほか	16	72,665
建 設 局	・城北中央公園調節池(二期)工事 ・稲城多摩トンネル(仮称)(6)トンネル及び擁壁築造工事 ほか	・石神井川河川整備計画(H28.3) ・多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画) ほか	8	126,833
交 通 局	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良(駅工区)土木工事 ・日暮里・舎人ライナー車両の製造 ほか	・東京都交通局経営計画2022 ほか	4	27,364
水 道 局	・朝霞浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事 ・北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事 ほか	・東京水道経営プラン2021 ・東京水道施設整備マスタープラン	6	18,033
下 水 道 局	・三之橋雨水調整池建設その4工事 ・東部汚泥処理プラント汚泥焼却設備再構築工事 ほか	・東京都下水道事業経営計画2021 ほか	20	75,445
教 育 庁	・都立新国際高等学校(仮称)(5)造成及び擁壁改修工事	・都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム	1	2,086
合 計			55	322,429

(注) 実施件数、実施金額については、別表3の実施件数、実施金額に含む。

令和7年工事監査報告書

令和7年度  
登録第9号

令和8年2月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課  
新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5321)1111(代)  
都庁内線 55-531  
03(5320)7017(直通)  
URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>  
印刷 株式会社 三州社  
電話 03(3433)1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています  
白色度70%再生紙を使用しています

